

# (参考) 議会の個人情報の保護に関する条例(案)作成の基本的考え方

## 条例(案)

第1章 総則(第1条~第3条)

第2章 個人情報の取扱い(第4条~第16条)

第3章 個人情報ファイル(第17条)

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示(第18条~第30条)

第2節 訂正(第31条~第37条)

第3節 利用停止(第38条~第43条)

第4節 審査請求(第44条~第46条)

第5章 雑則(第47条~第51条)

第6章 罰則(第52条~第57条)

附則



## 新個人情報保護法

第一章 総則(第一条~第三条)

第二章~第四章(略)

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則(第六十条)

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い(第六十一条~第七十三条)

第三節 個人情報ファイル(第七十四条・第七十五条)

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示(第七十六条~第八十九条)

第二款 訂正(第九十条~第九十七条)

第三款 利用停止(第九十八条~第百三条)

第四款 審査請求(第百四条~第百七条)

第五款 (略)

第五節 (略)

第六節 雑則(第百二十四条~第百二十九条)

第六章 (略)

第七章 雑則(第百七十一条~第百七十五条)

第八章 罰則(第百七十六条~第百八十五条)

附則

- 条例(案)は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の「第5章 行政機関等の義務等」の各条の規定に対応するよう作成。  
⇒ 個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるため。
- 議会の個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定(各議員が取得する個人情報は想定していない)。
- 機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、個人情報保護にかかる開示や訂正など具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」を規定。  
条例の実施について必要な事項は議長が別に規程を定める。